

## ARMS（エアコン定期保守サービス）利用規約

### 第 1 条（規約の適用）

エコテクソリューション株式会社（以下、「当社」といいます。）は、ARMS（エアコン定期保守サービス）利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、本規約に基づき ARMS（エアコン定期保守サービス）（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。当社が第 3 条（通知）により、又はその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、当社と本サービスの利用に関する契約を締結している者（以下、「契約者」といいます。）はこれに従うものとし、契約者は、本サービスを本規約に同意のうえ利用するものとし、

### 第 2 条（規約の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、この場合、提供条件等は変更後の規約によります。当社は変更後の本規約の内容につき、次条に定める通知の方法で契約者に通知するものとし、

### 第 3 条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、電子メール、書面の郵送又は当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとし、
2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページ上に表示した時点又は電子メール及び書面等が当社より発信等された日の翌日から起算して 1 ヶ月が経過した時点より効力を生じるものとし、

### 第 4 条（用語の定義）

当社	エコテクソリューション株式会社
契約者	当社所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）を用いて本サービスの提供について申込の意思表示をなし、申込書と本規約に基づいて当社がこれを承諾した本サービスの利用者
本サービス	ARMS（エアコン定期保守サービス）のことをいいます。 ARMS（エアコン定期保守サービス）とは、エアコンの保守点検を契約した契約者の求めに応じて、エアコンに係る不具合、故障等が発生した際に無償もしくは有償にて対応を行うサービス。
月額サービス料金	本サービスの月額利用料金 (金額は当社所定の申込書に記載)

設置施設	契約者が本サービスを利用するエアコンが設置してある施設として、当社所定の申込書に記入した施設
本契約	本サービスを利用しようとする者が、当社に対して本サービスの利用申し込みを行い、当社がこれに対して承諾することで成立する、本規約及び申込書を内容とする本サービス利用に関する契約
申込書	契約者が本サービスの提供を受ける契約を締結するための当社所定の書類

#### 第 5 条（本契約の内容）

1. 当社は、申込書の内容及び本規約の内容に従って、契約者に本サービスを提供するものとし、契約者は当社に対して申込書記載の本サービスの月額サービス料金を支払うものとし、
2. 設置施設を特定は、当申込書に記載するエアコンの設置場所・品番等により行うものとし、これに基づき本サービスの申込みを行います。但し、次条各号に定める事由に該当する場合は、当社から本契約締結をお断りする場合があります。

#### 第 6 条（申込拒否事由）

1. 当社は以下に定める場合、契約社様の申込みを拒否します。
  - (1) 製造年から 11 年以上経過しているエアコン
  - (2) 製造年から 16 年以上経過している室内機又は室外機
  - (3) 家庭用ルームエアコン
  - (4) 室内機容量が 10 馬力以上有するもの
  - (5) 隠蔽型タイプのもの
  - (6) アネモタイプの吹出口を有するもの
  - (7) ビル用マルチエアコン
  - (8) ガスヒートポンプエアコン
  - (9) 灯油ヒートポンプエアコン
  - (10) その他当社が調査等により不可と判断したもの
2. 前条に定める場合であっても、契約者の申し出により、当社の判断において例外的にサービスの全部又は一部を有償にて提供する場合があります。

#### 第 7 条（機器の点検等）

1. 機器及び部材の点検・修理・調達・設置等の作業は当社又は当社が委託した会社にて実施します。
2. 当社又は当社が委託した会社による設置施設への出張、点検および作業を実施する場

合、原則として無償にてこれを実施します。但し、溶接作業等特殊な作業を行う場合には有償にてこれを行う場合があります。

3. 当社又は当社が委託した会社による部材の交換作業を実施する場合、有償にてこれを行うものとします。

#### 第 8 条（本契約期間）

本契約期間は申込書に記載の期間とし、本契約期間終了1ヶ月前までに契約者から更新しない旨の意思表示が無い場合には、本契約は同様の条件で申込書に記載の利用単位期間で更新するものとし、以後も同様とします。

#### 第 9 条（当社の業務）

1. 当社は、契約者に対し、次の各号の業務を行うものとします。
  - (1) エアコンの点検および設置施設の現場調査
  - (2) エアコンの修理、それに伴う部材調達および設置
  - (3) エアコンの機体および部材の洗浄
  - (4) その他前各号に定める業務に付随する一切の業務
2. 当社は、次の各号に定める場合、本サービスを提供しない。
  - (1) 施工不良に起因して生じた故障の修理・修復
  - (2) 修理/修復作業範囲以外の修理・部品修復並びに意匠関連範囲
  - (3) パネル・飾り枠・グリルの塗装・メッキ直し・サビ落とし・修理・部品修復・清掃
  - (4) 消耗部品（交換用フィルター・電池等）の調達・交換及び調整・修復
  - (5) 保証対象メーカー機器の標準外部品・機器の修理・修復
  - (6) 基礎及び架台・電源設備など、付帯設備の修理・修復
  - (7) 現地工事区分のドレイン配管及び冷媒配管・配線・カバー（断熱）等の修理・修復
  - (8) 天災地変、火災、争議などに起因して生じた事故の修復
  - (9) 延長保証対象以外の設備に起因して生じた2次的事故の修復
  - (10) 取り扱い不良に起因して生じた故障の修理・修復
  - (11) 改造または移設に起因して生じた故障の修理・修復
  - (12) 保全提案（フィルター、ドレイン詰まり等の定期的清掃など）するも改善できない事項に起因して生じた故障の修正・修復
  - (13) 修理に伴う建物躯体の修理・修復
  - (14) 定期点検
  - (15) 冷媒の補充
  - (16) カタログ・マニュアル等で保証対象メーカー機器が指定する条件以外の設置及び使用を行った場合
  - (17) 熱交換機の腐食、ケーシング脱落、部品のサビなどの保守・交換・調整修復作業

- (18) 室外ユニットの高所設置等におけるクレーン車使用・足場組立てなど本体修理以外に発生する費用
  - (19) その他メーカー保証の規定項目に明記無き事項
  - (20) 保証対象メーカー機器の故障に起因した営業補償等の2次的補償
3. 次のいずれかに該当する場合には保証の対象としない。
- (1) 冷媒系統
    - ①膨張弁の修復
    - ②その他の冷媒部品（冷媒配管を除く）の修理・修復
  - (2) 保護機器
    - ①圧力開閉器の修復
    - ②ヒューズの修復
    - ③温度開閉器の修復
  - (3) 電機系統
    - ①電磁接触器の修理・修復
    - ②温度調節器の修理・修復
    - ③補助継電器の修理・修復
    - ④ヒーターの修理・修復
    - ⑤基盤の修復
    - ⑥センサの修理・修復
    - ⑦リモコンの修理・修復
    - ⑧その他電気・電子部品の修理・修復
  - (4) 送風機系統
    - ①室内：モーターの修復・ベアリングの修復・ファンの修復
    - ②室外：モーターの修復・ベアリングの修復・ファンの修復
  - (5) その他、設置施設の状況を総合的に衡量して本サービスを提供することができないと当社が判断した場合

#### 第10条（料金の支払い）

- 1. 本サービスの利用料金は、当社所定の申込書に記載のとおりとします。
- 2. 契約者は、前項の本サービスの利用料金を第14条（決済方法）に定める決済方法により支払うものとします。
- 3. 契約書の利用開始日が、月の中途であっても、本サービス利用料金は、日割計算を行わず、当社は当該月分のサービス利用料金を請求するものとします。
- 4. 契約者におけるサービス利用開始月、第20条（中途解約）に定める中途解約、第21条（契約解除）に定める契約解除においてサービス利用料金の日割計算は行わないものとします。

#### 第11条（損害賠償）

当社又は契約者は、相手方による本契約の各条項のいずれかの違反もしくは相手方の故意又は過失により損害を被った場合は、直接かつ現実に発生した損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第12条（免責事項）

当社は、当社の責めに帰すべからざる事由により生じた契約者又は第三者の原因に起因するあらゆる損害につき、故意又は重過失がない限り、損害賠償何らの責任をも負わないものとします。また、当社が損害賠償責任を負う場合でも、直接かつ現実に生じた損害に限るものとします。

#### 第13条（お問合せ先）

本契約についてのお問合せは、以下の窓口にて対応いたします。

【エコテクスソリューション株式会社 お客様相談窓口】

電話：0570-200-324

窓口営業時間：平日10:00～17:00（土日祝日年末年始その他当社休日を除く）

#### 第14条（決済方法）

1. 契約者は、本契約の利用登録申込の際に、次に掲げる決済方法のいずれかを選択し、それぞれにおいて定められる方法で決済を履行するものとします。契約者からいずれについても選択の意思表示がない場合、(3)を選択したものとして、当社所定の方法で決済することとします。
  - (1) 預金口座自動振替による支払方法  
当社の指定する集金代行業者を通じて、契約者が指定する預金口座から自動振替をいたします。
  - (2) クレジットカードによる支払い方法  
当社が承認したクレジットカード会社の発行するクレジットカードを利用してサービス料を支払う場合は、クレジットカード会社の規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引き落とされるものとします。
  - (3) その他、当社が定める方法
2. 契約者の解約申し出により、当社が利用登録解除の処理を利用月の途中で行った場合においても、当該利用月の料金は、利用月の最終日まで使用したのものとして契約者はサービスの利用料金を支払うものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、申込手続き完了前にサービスの利用料金が発生した場合、契約者は、当社が送付するコンビニエンスストア払込票にてサービスの利用料金を支

払うものとしします。

4. 契約者は本サービスの決済に伴い、決済方法ごとの手数料を支払うものとしします。
5. 決済方法毎の決済日は、後記1に定めるものとしします。

#### 第15条（決済）

1. 当社は、毎月末日をもって当該月について発生したサービスの利用料金その他の債務の額を締めこれを集計するものとしします。
2. 当社は前項に基づき算出された金額及びこれにかかる消費税相当額を、各契約者の決済手段に従って集金代行業者又はクレジットカード会社にそれぞれ請求するものとしします。
3. 契約者は各自の決済手段により、集金代行業者又はカード会社で別途定める支払条件に従い、支払いを行うものとしします。
4. 契約者と集金代行業者又はクレジットカード会社との間で決済に係る紛争が生じたときは、契約者と集金代行業者双方で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとしします。

#### 第16条（料金支払い遅延時の措置）

1. システムの利用料金の支払いが遅延又は不履行があった場合は以下の通りとしします。
  - (1) 預金口座自動振替によるお支払いの場合
    - ① 集金代行業者からの集金結果により、月額サービス料金の支払いが2ヶ月間確認できなかった場合、当社は契約者に対して本契約の契約解除通知を発行します。
    - ② 契約者が当社に届け出た連絡先への連絡が取れない場合又は当社が指定した支払日までに月額サービス料金の支払確認が取れなかった場合は、当社は契約者との本契約を解除するものとしします。なお、支払いが遅延している月額サービス料金が全額支払われない限り、本契約の再契約はできないものとしします。
  - (2) クレジットカードによるお支払いの場合
    - ① クレジットカード会社から当社にカード無効及び売上否認の通知があった場合、当社は契約者に対して本契約の解除通知を発行します。
    - ② 契約者が当社に届出た連絡先への連絡が取れない場合又は当社が指定した支払日までに月額サービス料金の支払確認が取れなかった場合は、当社は契約者との本契約を解除するものと撤去します。なお、支払いが遅延している月額サービス料金が全額支払われない限り、本契約の再契約はできないものとしします。
2. 前項に必要な手数料等その他の費用は、全て契約者が負担するものとしします。

#### 第17条（遅延損害金）

1. 契約者は、本サービスの料金を支払期日までに支払わないときは、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金等の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。
2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
3. お支払期日を超えても契約者からのお支払確認が取れなかった場合、毎月10日頃に別途事務手数料451円（税込）が加算された振込票をお送りしますので毎月20日までに支払い下さい。

#### 第18条（契約者の協力義務）

契約者は、本契約に定める当社の業務が円滑に遂行されるよう、当社に積極的に協力するものとします。

#### 第19条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、12ヶ月間とします。但し、当社が個別にこれと異なる最低利用期間を通知した契約者は除きます。

#### 第20条（中途解約）

1. 契約者は、当社に対し連絡を行い、当社から送付する解約届及び本契約に基づき、解約届について当社が記載内容に不備のないことを確認できた時に、本契約を契約期間の中途にて解約することができるものとします。
2. 解約受付期日は、毎月25日までに解約届を当社が受領した場合は当月解約、26日以降に受領した場合は翌月解約となります。  
※25日が土曜、日曜、祝日、年末年始等は前営業日とする。
3. 本条第1項の解約が最低利用期間内になされた場合、契約者は当社に対し、後記2に定める違約金を一括にて支払わなければならないものとします（1ヶ月未満の期間について日割り計算は行いません。）。

#### 第21条（契約解除）

1. 当社は、契約者が次の事由に該当した場合に、直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - (1)本規約に違反し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず違反が是正されない場合（違反の性質上是正ができない場合には催告を要しないものとします。）。
  - (2)手形の不渡り、破産・民事再生手続・会社更生手続・特別精算手続の申立その他
  - (2)信用状態の悪化が認められる場合。

(3)当社との信頼関係が損なわれた場合。

(4)その他これらに類すると認められる場合。

2. 前項により当社が本契約を解除した場合、契約者は当社に対し違約金を一括にて支払わなければならないものとします（1ヶ月未満の期間について日割り計算は行いません。）。違約金の金額は後記2に定めるものとします。

#### 第22条（専属的合意裁判管轄）

本契約に関する訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

#### 第23条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4)暴力団員等に対して、資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5)自己の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 契約者が、前項の確約に反して、暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、その当社は、何らの催告をせず、本契約を解除することができるものとし、契約者は後記2の違約金を一括にて支払わなければならないものとします。

#### 附則

この利用規約は、2021年2月1日から実施します。（消費税総額表示義務）



後記 1

第 1 4 条（決済方法）第 5 項に定める各決済方法の決済日は以下のとおりとします。

口座振替	締日：利用月末日 振替日：翌月 2 7 日 (休日の場合は、翌営業日の振替)
クレジットカード	契約者が利用しているクレジットカード会社に準じます。

- ・口座振替：ご利用月末締め／振替日：翌月 27 日（休日の場合は、翌営業日の振替）
- ・クレジットカード：ご利用月末締め／決済日：契約者が利用のクレジットカード会社に準ずる

後記 2

第 2 0 条（中途解約）第 3 項、第 2 1 条（契約解除）第 2 項、第 2 3 条第 2 項（反社会的勢力の排除）に定める最低利用期間内の解約時、下記のとおり違約金額は以下のとおりとします。

解約時違約金 = (最低利用期間 - 実際に利用料金を支払った期間) × 本サービス月額料金